

ふるさと名産品販売促進業務委託仕様書（案）

1. 委託業務名

ふるさと名産品販売促進業務委託

2. 業務の目的

国が平成26年度に緊急経済対策として創設した地域住民生活等緊急支援のための交付金（以下、「当該交付金」という。）を活用して、八代市が誇る「特産品」をインターネットのサイト等を活用し、割引価格で販売することにより、市産品の域内外での消費を拡大し、知名度の向上を図るとともに、市内業者への新規の販売チャネルを提供すること。

3. 基本条件

- ① 委託期間 契約日～平成28年2月29日
- ② 委託内容 「ふるさと名産品販売促進」に係る業務のうち本仕様書で定める業務。
- ③ 委託料 委託料は4,750,000円（税込み）とし、事業内訳は出品業者への助成金3,750,000円程度、広告料等のPR経費を1,000,000円程度とし、事務経費等は出品者からの手数料をもって充てることとする。

4. 業務内容

八代市（以下、「甲」という。）が受託者（以下、「乙」という。）に委託する業務は、以下の業務とする。

- ① インターネットサイトの構築・運営・管理に関すること。
- ② 物産業者への出品呼びかけ、取りまとめに関すること。
- ③ 購入申し込みの受付及び物産業者との連絡に関すること。
- ④ クレーム対応に関すること。
- ⑤ 商品代金の支払い及び商品の配送に関すること。
- ⑥ 出品者に対して支払う助成金の支払い及び商品代金の精算に関すること。
- ⑦ 広告・PRに関すること。
- ⑧ アンケートの徴集・集計・報告に関すること。
- ⑨ 事業終了後の速やかな実績報告書の提出。
- ⑩ その他交付金事業を行うにあたって必要な業務。

5. 助成率及び販売手数料の徴収などにおける特記事項

（1）助成金の支払い

販売実績に応じて出品者に助成金を支払うこと。また、助成率については3割程度を上限とする。ただし、事業の実施効果を高めるために助成率を変化させることは差し支えないこととする。なお、助成の実施においては、消費者が政府による助成分を認識できるよう、①政府による助成があること、及び②助

成相当金額を示すことが必須となっていることに留意すること。

(2) 販売手数料の徴収

販売実績に応じて、売上額(割引前の通常価格から消費税を除いた額)の10%程度を販売手数料として出品者から徴収し、受託者の事務経費とする。

(3) ロゴマーク

本事業は当該交付金を活用して実施する事業であることに鑑み、販促の際には共通の「ふるさと割マーク」を使用することとする。

(4) アンケート

当該交付金の趣旨に照らし、必要な効果測定を行うため、購入者に対し、アンケートを実施することとする。なお、アンケートの内容については、下記に掲げる項目のほか、必要な事項について指示を行うので、事業開始に先立ち協議することとする。

① 商品券の使用額など、直接的に喚起した消費額

② サンプル的にアンケート調査を実施し、直接的な消費喚起効果のうち、本交付金事業による新規の消費誘発額

(5) 事業内容について

事業における開始時期については、遅くとも7月中には販売が開始できるようにすることとする。また、事業期間中は常に3商品程度は常に消費者に提示できる状態を維持することとする。

6. 個人情報等の取り扱い

(1) 乙は行政の業務の受託者である旨十分理解し、情報の取り扱いに関する責任者を定め、関係法令に則り個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(2) 乙は、個人情報等の重要情報の紛失又は漏えいの事故が発生した場合、直ちに口頭又は電話にて甲に報告するとともに、速やかに詳細を文書にて提出しなければならない。

また、事故に対しては臨機の措置を講じるとともに、二次被害の有無及び可能性について調査し、被害の拡大又は二次被害の発生を防止する措置を講じること。

7. 損害賠償責任

乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、乙がその責任を賠償することとする。

8. その他

(1) 甲及び乙は業務の遂行にあたって、随時連絡を取り合い、作業の進捗状況の確認、調整を行う。

(2) この仕様書に定めのない事項については甲、乙協議のうえ定める。仕様書に関しての疑義についても同様とする。